（前のページより続き）
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同四三七）　九
○建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定等をした件（同四三八）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕　一〇
文部科学省　厚生労働省　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一一
〔官庁報告〕　一一
官庁事項　一一
会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件（会計検査院公示一）　一一
人事交流を希望する民間企業の公募（防衛省）　一一
〔公　告〕　一二
諸事項　一二
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　一二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他　二七

省　令

○総務省令第十一号

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一項第六号中「第三項又は」を「第八項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、」に改め、「第六十三条の二第二項若しくは第三項」の下に「（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の三第一項」を加える。

附　則

この省令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月一日）から施行する。

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

商業登記規則等の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第六十一号）の施行に伴い、及び技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第七十五条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七条第四項（技術研究組合法第百三十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　森山　**裕**
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　大**塚**　珠代

技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

技術研究組合法施行規則（平成二十一年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、文部科学省、経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。